



総官秘第34号-2

令和3年1月19日

行政文書開示決定通知書

山中 理司 様

総務大臣 武田 良太



令和元年12月23日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

鈴木茂樹総務事務次官に対する懲戒処分書（令和元年12月20日発令）

鈴木茂樹総務事務次官に対する処分説明書（令和元年12月20日発令）

2 不開示とした部分とその理由

なし

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、行政文書の種類、数量等については、下表をご覧ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施	行政文書全体について開示の実施を受け
-------------	----------	----------------------------	--------------------

		(行令別表参照)	た場合の基本額
A4判文書 2枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	20円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	CD-R 1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	120円
	④スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	DVD-R 1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	140円

※ 上表の右欄に記載した金額は、基本額であり、実際にかかる開示実施手数料ではありません。詳しくは、「行政文書の開示の実施方法等申出書」をご覧ください。また、同封の説明事項についても必ずお読みください。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記担当課等までご提出下さい。(「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。)

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所(開示の実施の申出ができる期間とは異なりますのでご注意下さい。)

期間：令和3年1月21日から令和3年3月22日まで (土・日曜、祝祭日を除く。)

時間：9:30～12:00、13:00～17:00

場所：東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎第2号館2階
総務省情報公開閲覧室

※ 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当課までご連絡ください。

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料 (見込み額)

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送料 (見込み額)： 通常郵便物 (定形外・規格内) 50gまで120円 (用紙の送付)

100gまで140円 (CD-R、DVD-Rの送付)

※ 担当課等

総務省大臣官房秘書課

所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5111 (内線5072)